# 歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議 第1回 議事要旨(案)

日 時:平成29年2月22日(水)10:00~12:00

場 所: 合同庁舎 3 号館 11 階 特別会議室

#### (連絡会議の進め方について)

○その他条例だけでなく、文化財保護条例で建築基準法を適用除外にした建築物に 関する課題を抽出することで、その他条例の今後の運用に役に立つ課題が見つか るかもしれないので、各自治体から課題を抽出してはどうか。

#### (安全と価値の両立について)

- ○ガイドラインを社会に発信する際は、適用除外というよりも、従来の建築基準法 通りのやり方だと難しいが、違う方法でも安全を守っていく、安全と価値の両立 を図ることが重要であるということを強調していく必要がある。
- ○基本的には、建築物の安全を守ることと同等の価値観として「保存」という価値 観がある。本来、安全を確保しながら保存すべきだが、どうしても安全の確保が 難しいものがあることをガイドラインに事例として盛り込むことで、一定の責任 を果たすことができないかを議論することができないか。

#### (連携体制について)

- ○特定行政庁でない市町村は、都道府県と緊密な協力体制を取らなければ、運用が 困難であることが想定されるため、自治体のスケールに応じた対応を検討する必 要がある。
- ○行政の負担を軽減するために、建築士会のヘリテージマネージャーや JIA 修復塾などの修復の知識をもつ人たちをこの仕組みの中に積極的に位置づける必要がある。
- ○歴まち法に基づく歴まち支援法人のような専門家の窓口とこの仕組みとリンクさせることで、効率的にものが進むのではないか。
- ○大学の研究室やヘリテージマネージャーとの連携を図ることが、保存活用計画策 定にあたっては有効である。
- ○特殊事例を中心に、都道府県でも処理しきれず専門家に相談したいというケースがあり、各県の建築士会のヘリテージマネージャーが適用除外を請け負っていく時に、各県では処理できない情報を国レベルの連合会でバックアップするという方法もあるのではないか。

#### (責任の所在について)

○建築基準法の適用除外にしたことに起因して事故等が発生した場合に、所有者と 設計者に責任を問われる可能性がある。適用除外としたからといって、安全が担 保されるわけではないということを明示する必要がある。

## (保存建築物の対象について)

○各自治体が、実際に保存・活用していく建築物は様々想定されるが、メインター ゲットとなる建築物の構造や用途のパターンをいくつか想定して検討を進める必 要がある。

## (代替措置の調整プロセスについて)

- ○ソフト面での対策を認めようとすればするほど、早い段階で消防と協議に入る必要があるということを念頭におく必要がある。
- ○地域によって消防力が異なるため、ソフト面での対策を組み合わせた代替措置を 検討する場合は、消防を巻き込んだ検討が必要。
- ○保存活用計画を作成する際には、大切な部分は保存し、変えてよいところであれば、 現行基準に適合させるというように、大切な部分を抽出することが必要。

## (代替措置の考え方について)

- ○大規模な修理計画(補強等)を想定して適用除外にする場合、対象の建築物を今後文化財にしていくつもりがあるかどうかで補強の方法が変わってくることを念頭に置く必要がある。
- ○海外では、ヘルメットをかぶって、事前にサインするなど、利用者の自己責任として鉱山の見学を行うこともある。耐震性の代替措置として、ソフト面での対応はゼロではないと考える。
- ○単体規定の代替措置に関する検討も重要だが、集団規定の取扱いをどのようにするべきかについても、検討する必要がある。
- ○海外では弾力的な運用を行っており、リスクアセスメントによるリスク要因の抽出 を行い、リスクに応じた対応を行うという考え方もある。
- ○ソフト対応は、従業員による避難誘導は高齢化などにより変化する可能性があるが、長年、出火していないという実績をどのように評価するかが検討できればなおよい。
- ○耐震性に関しては、文化庁の指針で 1/15、1/30 といった変形を許容しているが、 個別の建物に応じた判断が重要であることを念頭に置く必要がある。特に近代は 個別に差が大きく、評価が難しい。

#### (事例やケーススタディの提示)

- ○ケーススタディのようなものを入れて、方法の提示をする必要がある。
- ○事例を充実させる必要がある。例えば、修理や補強の事例を示す場合は、結果として行った改修の内容だけではなく、プロセスまで含めて丁寧に示す必要がある。

- ○歴史的建物については、ケースバイケース。どのような意思決定プロセスで改修 していったかをまとめていく必要がある。
- ○建築基準法での耐震に関する規定については付帯条件を設けて緩和するというやり方がある。目標としたい性能に対してどのような付帯条件を設けるべきか考え方を示す必要がある。
- ○ガイドラインの対象に民間所有者・事業者も視野に入れるのであれば、手間や費用も反映させるべき。
- ○代替措置についてケーススタディで示す際は、用途が変更されるものとされない ものの両方を示す必要がある。

## (その他)

- ○試験的なデータを用いて正確な強度を分かることも重要だが、類似の構造に対して数値を流用するなどの弾力的運用を認め、構造評定の手続きを簡略化することができれば、歴史的建築物の活用が進む。
- ○固有の材料や部材の構造的な性能を実験により確かめる場合、予算が必要になる ので、ガイドラインの中で、予算の項目等に挙げることも視野に入れておく必要 がある。
- ○この連絡会議は条例の話がメインだが、伝統的な建築物の合理的な改修方法や、 使用方法の前提を置くことで改修が少なくて済む方法などの提案をいただける と、基準の合理化に向けた検討も進む。
- ○現行制度の合理化を行った際の考え方が適用除外においても援用できるような関係性を念頭におく必要がある。

一以 上一